

# 重要事項説明書

平成 年 月 日

殿

下記の不動産について、宅地建物取引法35条の規定に基づき、次の通り説明します。この内容は重要ですから、十分理解されるようお願いいたします。

なお、説明内容があらかじめ印刷されている事項がありますが、そのうちで囲まれた部分が下記不動産に該当する説明です。で囲まれてない部分や抹消されている事項は、関係ありません。

宅地建物取引業者名・取引主任者名

商号又は名称	<b>有限会社 三朋商事</b>	代表者氏名	代表取締役 <b>迎里 光男</b> (印)
主たる事務所	沖縄県石垣市真栄里547番地の6	電話	0980(83)7220
免許証番号	建設大臣(沖縄県)知事(2)第3116号	免許年月日	平成13年10月15日
			当業者は消費税法に基づく(免税・課税)業者です。
説明をする宅地建物取引主任者氏名	<b>迎里 政子</b> (印)	登録番号	(沖縄県知事) 第005088号
業務に従事する事務所	商号又は名称 <b>有限会社 三朋商事</b> 事務所所在地 沖縄県石垣市真栄里547番地の6	電話	0980(83)7220
取引態様の別		代理	(媒介)

## 1. 物件・貸主等の表示

名称	所在				
種類	マンション・アパート・戸建・文化住宅・その他( )				
構造	(木・鉄骨・鉄筋コンクリート・ )造 / (日本瓦・洋瓦・銅板・ )葺		築年月	年	月
階数	3階建	間取	( )LDK・DK・K・納戸 /	床面積	m <sup>2</sup>
貸主(転貸主)	氏名	住所	電話	( )	
管理の委託先	氏名(商号又は名称)	(有)三朋商事	住所:石垣市真栄里547-6	電話	(83)7220

## 2. 建物登記簿に記載された事項

所有権に関する事項(甲区欄)	所有権にかかる権利に関する事項	所有権以外の権利に関する事項(乙区欄)
氏名	差押え登記・その他( )	抵当権・その他( )
住所		

## 3. 賃貸条件

賃料	円	管理費(共益費)	円	支払い時期・方法	毎月末日までに翌月分を 持参 (振込み)		
敷金		保証金		権利金(礼金)	円	駐車料金	円
消費税			円		円		円
敷金等の精算に関する事項	滞納家賃・損害金に充当する 精算方法( )						
更新に関する事項	協議のうえ更新することができる その他( )						
用途制限	住宅・店舗・事務所・その他( )	利用の制限	ペット不可・ピアノ不可・その他( )				

## 4. 賃貸借契約の種類・期間

賃貸借の種類	普通賃貸借・期限付き賃貸借(不在期間中・建物取壊し予定) 定期賃貸借
契約期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

## 5. 法令に基づく制限の概要

新住宅市街地開発法・新都市基盤整備法・流通業務市街地に関する法律・農地法	制限の概要
--------------------------------------	-------

## 6. 設備の状況

ガス	プロパン	浴室	無・有(専用・共用/シャワー 有・無/トイレと独立・併設)
飲用水	公営	給湯	無・有
電気	沖縄電力	クーラー	無・有
排水	浄化槽	台所	専用・共用
トイレ	専用・共用(水洗・汲取)	コンロ	無・有

## 7. 契約の解除に関する事項

- 賃料を( 2 )ヵ月以上滞納した場合は、催告のうえ、( 2 )ヵ月経過したのちに契約を解除する。
- 借主は、貸主に対して少なくとも( 1 )ヵ月前に申入れを行うことにより、契約を解除することができる。
- 

## 8. 損害賠償額の予定又は違約金に関する事項

定めない・定める( )

## 9. 完成時の形状(未完成物件の場合)

形状・構造 / 主要構造部 / 内装・外装の構造又は仕上げ / 設備の設置・構造	内容については、別紙資料で説明します。
--	---------------------

## 10. 支払金又は預り金の保全措置の概要

保全措置を講ずるかどうか	講じない・講ずる(保全措置を行う機関: )
--------------	-----------------------

## 11. 金銭の賃貸のあっせん(有・無)

あっせんの内容		金銭賃借が成立しないとき	
---------	--	--------------	--

## 12. 建物敷地が借地の場合

借地権の種類	普通・一般定期・建物譲渡特約付・事業用・旧法	期限	年 月 日迄	内容	賃貸借契約書参照
--------	------------------------	----	--------	----	----------

## 13. 供託所に関する説明

宅地建物取引業保証協会の名称及び住所	(社)全国宅地建物取引業保証協会	住所	東京都千代田区岩本町2-6-3
宅地建物取引業保証協会の事務所の所在地	(社)全国宅地建物取引業保証協会( )本部	住所	
弁済業務保証金の供託所及びその所在地	東京法務局	住所	東京都千代田区大手町1-3-3

## 14. その他

借地借家法(39条)取り壊し予定の建物の賃貸借により、建物を取り壊す事となる時に賃貸借を終了する。

以上の重要事項について宅地建物取引主任者から「取引主任者証」提示のうえ説明を受け、重要事項説明書を受領しました。なお、契約成立時には、媒介報酬額 円・消費税 円を支払う事を承諾しました。

平成 年 月 日

借主 (住所) (氏名) (印) 電話 ( )

建物賃貸借用 (社)全国宅地建物取引業協会連合会